

# 第9期 鎌ヶ谷市 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

## 概 要 版

計画期間：令和6（2024）年度～令和8（2026）年度



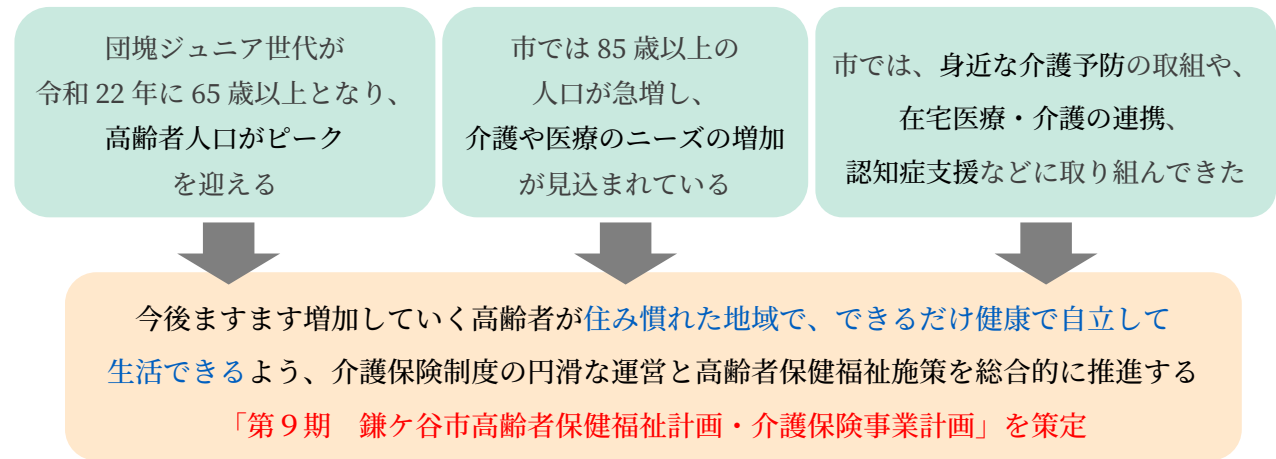
住み慣れた地域で支えあい  
安心していきいきと暮らせるまち かまがや



令和6年3月

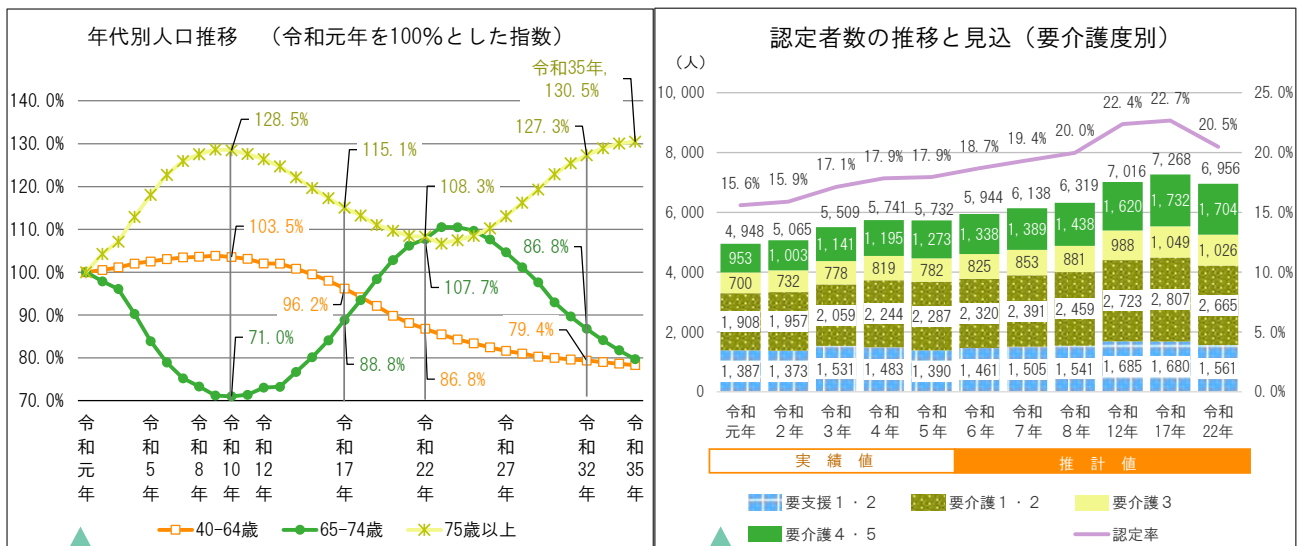
鎌ヶ谷市

# 1 計画策定の目的




**全ての高齢者が“住み慣れた地域で支えあい、安心していきいきと暮らせるまち かまがや”を目指します**

# 2 統計からみた鎌ヶ谷市の高齢者を取り巻く現状



40～64 歳人口が少なくなるとともに、65～74 歳人口が令和 22（2040）年頃にピークを迎えることが見込まれています。  
 75 歳以上人口は、団塊の世代が全て 75 歳以上となる令和 7（2025）年前後と、令和 35（2053）年前後の 2 度のピークを迎える見込まれています。

認定率は令和 5（2023）年から令和 8（2026）年にかけて、引き続き上昇が見込まれるとともに、内訳をみると要介護 4・5 の増加が見込まれています。  
 中長期推計では、認定者数が令和 17（2035）年に当面の間におけるピークを迎え、7,268 人となる見込まれています。

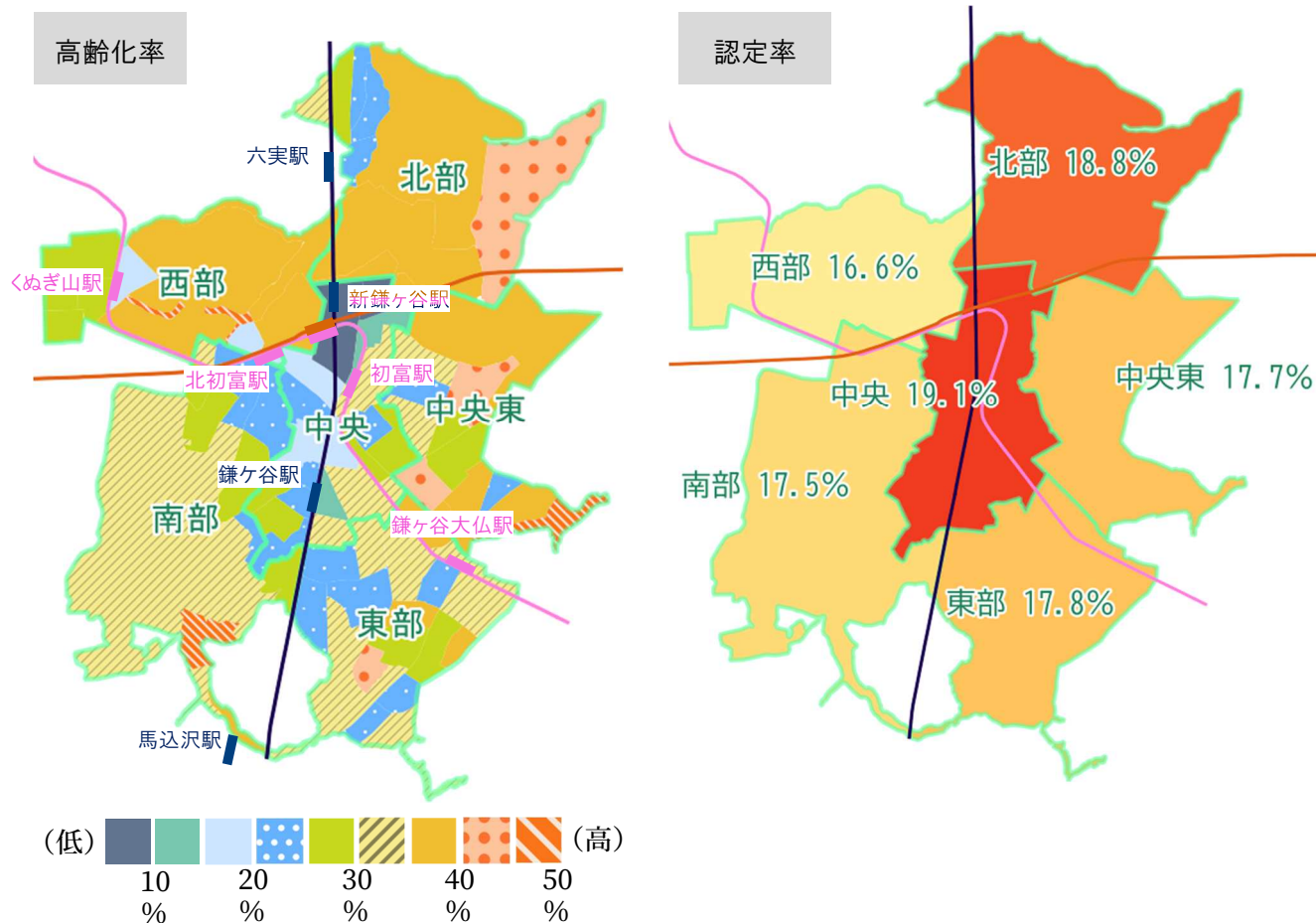
## 日常生活圏域について

地域に密着したケアの実施や認知症高齢者のケアの充実を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、鎌ヶ谷市では6つの日常生活圏域を設定しています。

日常生活圏域ごとの状況について、高齢化率をみると、中央地区で低い傾向にある一方、西部・北部・中央東地区の駅から遠い場所では高齢化率が40%を上回っているところもみられます。

認定率をみると、中央地区で最も高く、19.1%となっています。

|      | 中央地区    | 中央東地区   | 東部地区    | 南部地区    | 西部地区    | 北部地区    |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 高齢者数 | 6,000 人 | 6,037 人 | 8,042 人 | 5,955 人 | 2,628 人 | 2,538 人 |
| 認定者数 | 1,141 人 | 1,071 人 | 1,428 人 | 1,045 人 | 436 人   | 476 人   |
| 認定率  | 19.1%   | 17.7%   | 17.8%   | 17.5%   | 16.6%   | 18.8%   |



資料：住民基本台帳人口・介護保険事業状況報告

### 3 市民・団体・事業者アンケート調査結果

#### 1 各種調査の実施概要

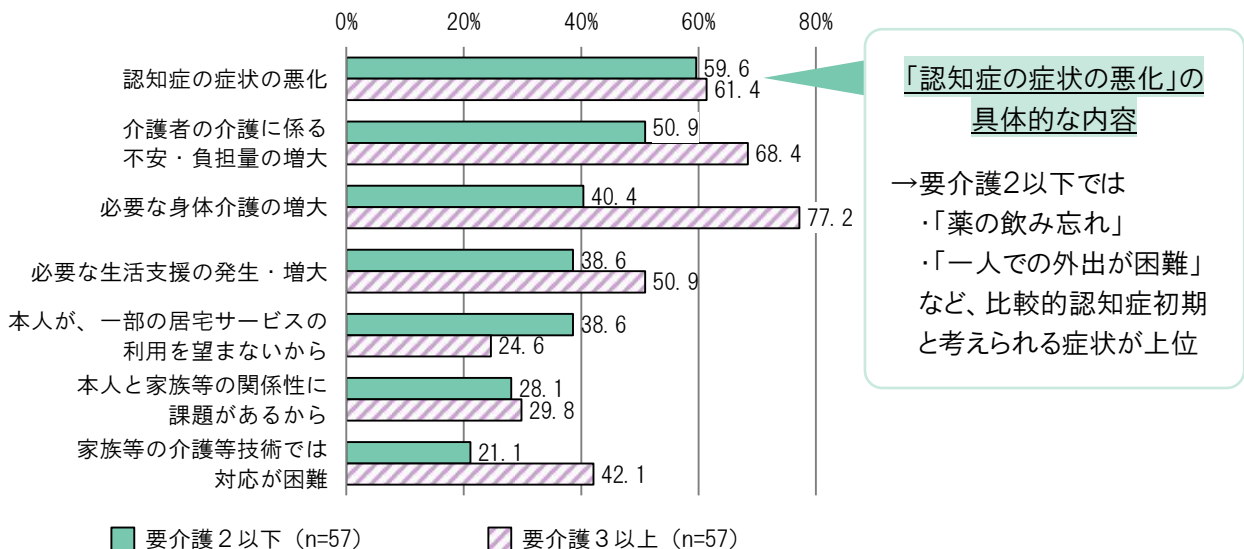
本計画の策定にあたっては、地域課題の把握や今後の取組の検討へとつなげるため、市民・団体・事業者等を対象としたアンケート調査を実施しました。それぞれの調査の実施概要は下記の通りです。

| 調査種類               | 調査対象                                            | 回収数・回収率                           |
|--------------------|-------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 1 40～64 歳調査        | 市内在住の 40～64 歳の市民から無作為抽出                         | 382 件・38.2%<br>(うちインターネット回答 77 件) |
| 2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | 市内在住の 65 歳以上の市民のうち、要介護 1～5 の認定を受けていない方の中から無作為抽出 | 3,145 件・69.9%                     |
| 3 在宅介護実態調査         | 要介護認定者のうち、在宅で生活している市民の中から無作為抽出                  | 1,102 件・58.0%                     |
| 4 施設サービス利用者調査      | 要介護認定者のうち、介護保険施設に入所している市民の中から無作為抽出              | 266 件・53.2%                       |
| 5 地域資源調査           | 地域で高齢者支援等の活動を行う団体・機関等                           | 49 件・75.4%                        |
| 6 在宅生活改善調査         | 介護サービス提供事業所(居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護)                 | 25 件・52.1%<br>(利用者 2,174 人)       |
| 7 居所変更実態調査         | 介護サービス提供事業所(施設・居住系サービス)                         | 12 件・41.4%                        |
| 8 介護人材実態調査         | 介護サービス提供事業所(訪問看護・訪問リハ・福祉用具貸与・居宅介護支援等を除く)        | 41 事業所・23.0%<br>(職員 535 人)        |

#### 2 現在の生活の維持が難しくなっている要因 (6 在宅生活改善調査より)

生活の維持が難しくなっている要因についてみると、「認知症の症状の悪化」が要介護 2 以下・要介護 3 以上でともに約 6 割となっており、特に要介護 2 以下では最も高くなっています。

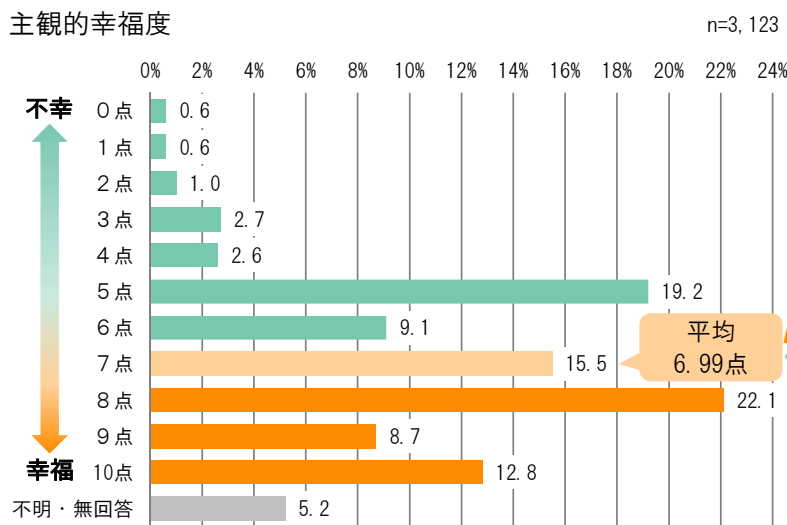
生活の維持が難しくなっている要因



### 3 幸福度について（2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より）

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における、0点をとても不幸、10点をとても幸福としたときの幸福度は、8点が22.1%と最も多く、次いで5点が19.2%で、平均は6.99点となっています。

主観的幸福度に影響を及ぼす要因について分析したところ、生きがいや地域の付き合いがある方は幸福度が高く、食事をともにする機会が無い方や、地域の付き合いが無い方、運動習慣のない方では幸福度が低くなっています。



| 幸福度が「高い」属性                               | 幸福度  |
|------------------------------------------|------|
| 生きがいが「ある」<br>(n=1,961)                   | 7.46 |
| 地域の付き合い「困ったときに相談するなどの付き合いがある」<br>(n=495) | 7.53 |

| 幸福度が「低い」属性                                     | 幸福度  |
|------------------------------------------------|------|
| どなたかと食事をともにする機会「ほとんどない」<br>(n=291)             | 5.75 |
| 地域の付き合い「近所の人と付き合いはあまりない、または、まったくない」<br>(n=312) | 5.97 |
| 運動習慣「新型コロナウイルス感染症流行前も今も取り組んでいない」<br>(n=769)    | 6.48 |

### 4 聴力低下による生活への影響について（2～4の各調査より）

聴力の低下によって日常生活に問題が生じているかについてみると、在宅介護実態調査・施設サービス利用者調査では「会話をする上で不自由を感じている」が2割台となっています。

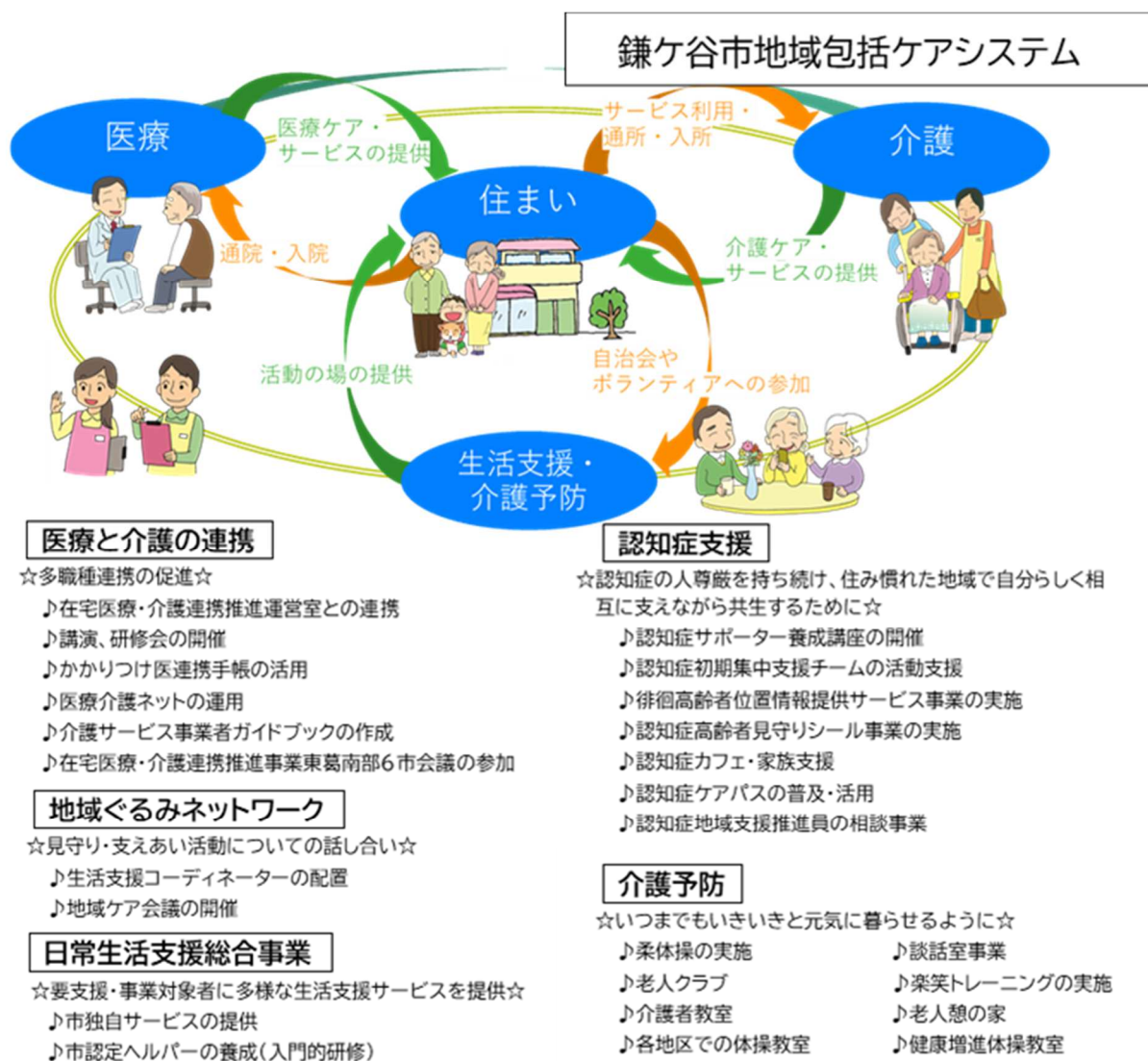
|                            | 聴力に問題はない | 聴力が低下している  |                  |                  |                |
|----------------------------|----------|------------|------------------|------------------|----------------|
|                            |          | 日常生活で問題はない | 会話をする上で不自由を感じている | 外出がおっくうになる・控えている | その他日常生活に不安を感じる |
| 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (n=3,123) | 42.2%    | 41.4%      | 12.6%            | 1.8%             | 4.0%           |
| 在宅介護実態調査 (n=994)           | 32.2%    | 33.7%      | 21.3%            | 4.2%             | 6.5%           |
| 施設サービス利用者調査 (n=188)        | 26.1%    | 33.5%      | 27.1%            | 2.7%             | 5.9%           |

「n=〇〇」の表記は、集計の対象者数（母数）を示しています。

## 4 計画の方向性

統計やアンケート調査等を踏まえ、鎌ヶ谷市では、高齢化の進行や地域における課題の多様化への対応が求められます。こうした課題に対応するために、高齢者になっても住み慣れた地域で自立した生活を最期まで送ることができるよう、必要な医療、介護、福祉サービスなどを一体的に提供する、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

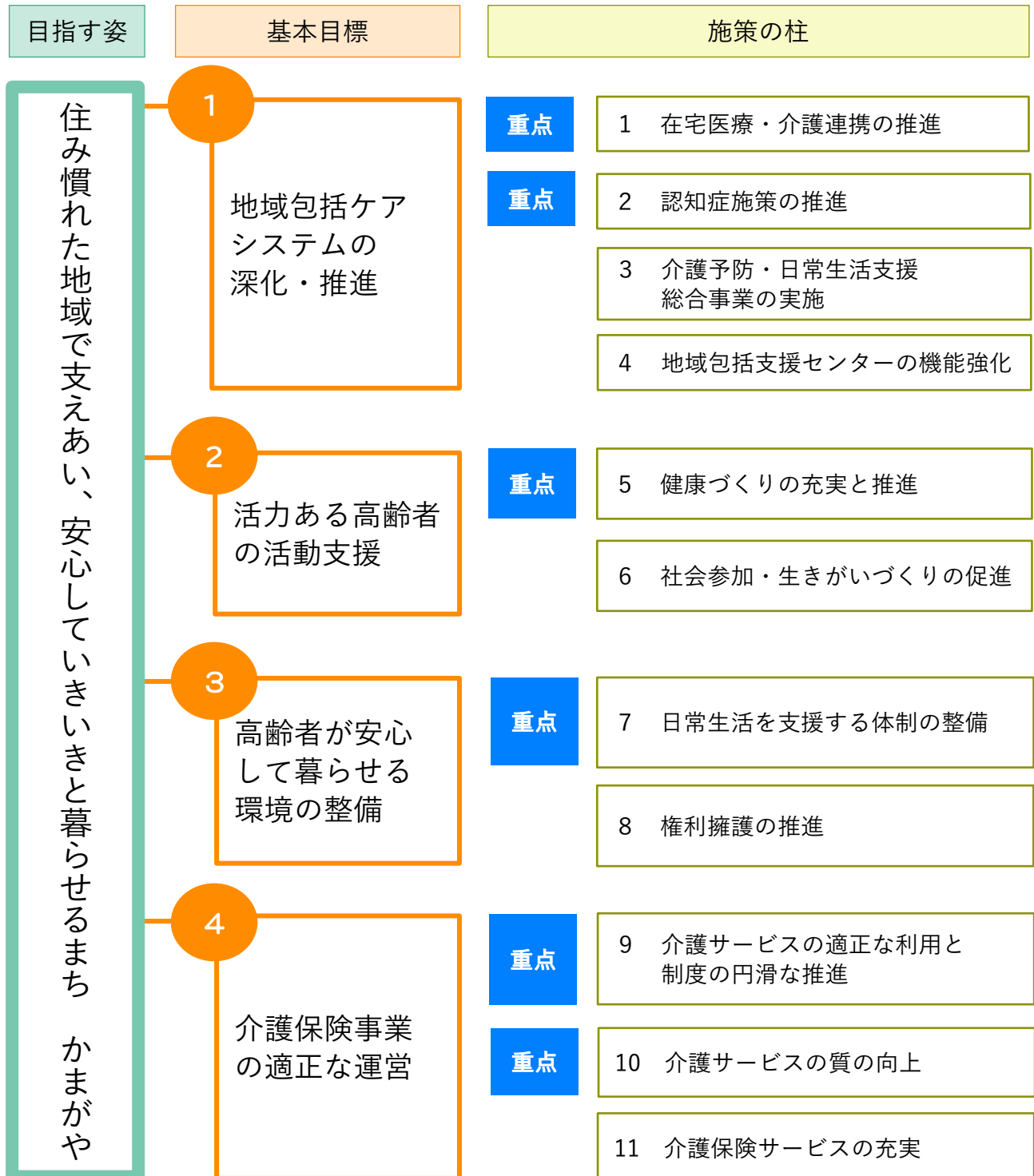
また、地域包括ケアシステムの実現を基礎として、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超越して、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる包摂的な社会である「地域共生社会」の実現を図ります。



## 5 計画の目指す姿・体系

### 目指す姿 住み慣れた地域で支えあい、安心していきいきと暮らせるまち かまがや

本計画では、目指す姿を「住み慣れた地域で支えあい、安心していきいきと暮らせるまち かまがや」として掲げ、その実現に向けた4つの基本目標を、鎌ヶ谷市総合基本計画前期基本計画とも整合を図ったものとして設定します。それぞれに対する施策体系は、以下の通りです。



## 6 施策の展開

### 基本目標 1

### 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が身近で相談できる窓口の強化や医療・介護の連携を進めていきます。

また、認知症の人が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができる社会の実現を目指します。

重点

**施策の柱 1**  
在宅医療・介護連携の推進

目指す姿

住み慣れた地域で在宅療養ができる環境となっています。

|      | 指標項目                        | 実績値(R4)     | 目標値(R8) |
|------|-----------------------------|-------------|---------|
| 成果指標 | これから介護を受ける場所として、在宅を希望する人の割合 | 在宅介護 55.5%  | 60.0%   |
|      | 訪問診療ができる医療機関の認知度            | 圏域ニーズ 58.1% | 60.0%   |
|      |                             | 在宅介護 32.5%  | 40.0%   |

取組の内容

医療と介護の両方を必要とする状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な医療と介護の提供を行います。

主な取組

・事業所ガイドブックや認知症ガイドブックの改訂  
・認知症サポート医との連携  
・アドバンス・ケア・プランニング(終末期の医療ケア)の普及・啓発

鎌ヶ谷市エンディングノート



重点

**施策の柱 2**  
認知症施策の推進

目指す姿

認知症の人が尊厳を持ち続け、住み慣れた地域で自分らしく相互に支えながら共生する社会を推進します。

|      | 指標項目                               | 実績値(R4)    | 目標値(R8)         |
|------|------------------------------------|------------|-----------------|
| 成果指標 | 認知症に関連する施策について、「知っているものはない」の割合     | 在宅介護 64.8% | 50.0%<br>(低下目標) |
|      | 認知症自立度Ⅱ以上における「施設等への入所を検討中・申請済み」の割合 | 在宅介護 30.2% | 25.0%<br>(低下目標) |

取組の内容

認知症の人が尊厳を持ち続け、住み慣れた地域で自分らしく相互に支えながら共生できるよう、認知症への理解を深めるための啓発事業を行い、医療、介護、生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人やその家族への効果的な支援を行います。  
なお、施策の実施にあたっては、認知症基本法に基づいて国が策定する「認知症施策推進基本計画」との役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて必要な対応を行います。

主な取組

・認知症サポーター養成講座の開催  
・認知症予防教室(楽笑トレーニング)の実施  
・認知症家族の交流会の開催  
・認知症相談事業の実施



**施策の柱3**  
介護予防・日常生活支援  
総合事業の実施

**目指す姿**

地域のニーズに応じて多様な地域資源を活用しながら  
支えあう仕組みの整備促進を図ります。

|      | 指標項目                                          | 実績値(R4) | 目標値(R8) |
|------|-----------------------------------------------|---------|---------|
| 成果指標 | 通所型サービスCの実施人数<br>統計・実績                        | 5人      | 65人     |
|      | 隣近所で困っている世帯に対し<br>「ちょっとした買物を手助けできる」割合<br>在宅介護 | 10.0%   | 11.0%   |

**取組の  
内容**

地域のニーズに応じた高齢者の社会参加を通じて要支援者に対する効果的かつ効率的な支援等を実施します。高齢者が地域で社会参加できる機会を増やしていくことで、高齢者の介護予防を推進します。また、地域資源を活用しながら生活援助の担い手を増やしていきます。

- 主な取組
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施
  - ・市認定ヘルパーの養成(入門的研修)の開催

入門的研修



**施策の柱4**  
地域包括支援センターの機能強化

**目指す姿**

地域包括支援センターが高齢者の窓口として  
市民に認知されるとともに、機能強化を図ります。

|      | 指標項目                                                    | 実績値(R4)                                                      | 目標値(R8)         |
|------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------|
| 成果指標 | 何かあったときに相談する<br>相手として「地域包括支援<br>センター・役所」と答えた割合<br>圏域ニーズ | 中央:13.9% 中央東:11.5%<br>東部:11.6% 西部:11.4%<br>南部:10.3% 北部:11.3% | 全地区で<br>15.0%以上 |
|      | 地域包括支援センターの<br>認知度<br>40~64歳                            | 36.2%                                                        | 40.0%           |

**取組の  
内容**

本市では、基幹型地域包括支援センター1か所、地域包括支援センターが3か所設置されており、地域において制度・分野の枠を超えた相談が増加しています。さらに認知症高齢者の家族やヤングケアラーなど家族介護への支援に加え、重層的支援体制整備事業において包括的な相談支援等の役割が期待されることを踏まえ、センターの機能強化を図っていきます。

- 主な取組
- ・総合相談体制の強化
  - ・ヤングケアラーを支援する関係機関との連携
  - ・地域課題の解決・地域のネットワークの構築
  - ・自立支援・重度化防止の強化

基本目標 2

活力ある高齢者の活動支援

高齢者が自身の健康状態に合わせた社会活動を行うことや生きがいを持って暮らせるための環境づくりを推進するとともに、いつまでも住み慣れた地域で自立した生活を過ごせるよう、介護予防活動を支援します。

重点

施策の柱5  
健康づくりの充実と推進

目指す姿

地域の中で、日常的に市民・団体・行政が連携し、気軽に運動ができる健康づくりの場を創出します。

|      | 指標項目               |       | 実績値(R4) | 目標値(R8)         |
|------|--------------------|-------|---------|-----------------|
| 成果指標 | 運動機能リスク「リスクあり」の割合  | 圏域ニーズ | 19.4%   | 17.5%<br>(低下目標) |
|      | 閉じこもりリスク「リスクあり」の割合 | 圏域ニーズ | 15.6%   | 14.0%<br>(低下目標) |

取組の内容

介護予防や要介護状態の軽減もしくは悪化を防止するための多様なサービス提供のみならず、活動的で生きがいを持てる生活を営むことができるよう、通いの場への参加を促す等、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを含めた介護予防の充実を図ります。

主な取組

- ・柔体操の実施 ・談話室事業の実施 ・各地区での体操教室の開催
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- ・健幸サポーターの活動支援



健幸サポーター

施策の柱6  
社会参加・生きがいづくりの促進

目指す姿

地域コミュニティの形成や社会貢献活動、地域福祉の推進を担う人を育成し、生きがいづくりを推進します。

|      | 指標項目                                                     |       | 実績値(R4) | 目標値(R8)         |
|------|----------------------------------------------------------|-------|---------|-----------------|
| 成果指標 | 生きがいがある人の割合                                              | 圏域ニーズ | 62.8%   | 65.0%           |
|      | 「活動メンバーの不足・高齢化・負担増」が運営上の課題だと答えた団体の割合<br>(高齢者活動に携わっている団体) | 地域資源  | 48.6%   | 45.0%<br>(低下目標) |

取組の内容

高齢者が身近な地域の中で積極的に社会参加できるよう、引き続き、各種社会活動の啓発や普及及び地域活動拠点の整備を進めていきます。また、高齢者一人ひとりが生きがいや趣味を持ち、いつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことは介護予防にも大きな効果が期待できることから、地域参画に意欲を持つ高齢者と活動の場を結びつける環境整備を行うことで、高齢者の積極的な社会参画を目指します。

主な取組

- ・シルバー川柳の募集 ・生涯学習活動等への参加促進
- ・老人憩いの家の運営支援 ・ボランティア活動の促進
- ・シルバー人材センターの運営支援



シルバー川柳  
(展示の様子)

基本目標 3

高齢者が安心して暮らせる環境の整備

高齢者の生活環境（住まい、ごみ出し、外出等）の整備を推進するとともに、高齢者の権利擁護のための支援体制の構築や成年後見制度の周知・活用支援を行います。

重点

施策の柱 7  
日常生活を支援する体制の整備

目指す姿

高齢者の暮らしを助ける住民主体のサービスや官民サービスの充実を図り、日常生活を支援します。

|      | 指標項目                                         | 実績値(R4)                                     | 目標値(R8)         |
|------|----------------------------------------------|---------------------------------------------|-----------------|
| 成果指標 | 「聴力の低下により、会話をする上で不自由を感じている」割合<br>在宅介護        | 21.3%                                       | 20.0%<br>(低下目標) |
|      | 生活課題を把握している団体の割合<br>(高齢者福祉に携わっている団体)<br>地域資源 | ダブルケア:28.6%<br>経済的困窮:21.4%<br>ヤングケアラー:14.3% | いずれも<br>30.0%   |

取組の内容 ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が安心して暮らせるよう、見守りや多様な生活支援、住宅改修や住み替え支援、災害時支援や感染症対策などの取組を進めます。

主な取組

- ・ふれあい収集事業(ごみの戸別収集)の実施
- ・買物支援の実施
- ・補聴器購入費の助成
- ・外出支援サービス事業の実施
- ・民生委員による見守り活動の支援
- ・災害や感染症発生時の支援・応援体制の構築

施策の柱 8  
権利擁護の推進

目指す姿

財産管理や必要なサービスを受けられるよう、成年後見制度の普及を図るとともに、高齢者虐待の防止・早期支援を行います。

|      | 指標項目                                 | 実績値(R4) | 目標値(R8) |
|------|--------------------------------------|---------|---------|
| 成果指標 | 成年後見制度の認知度<br>(内容まで知っている割合)<br>圏域ニーズ | 40.7%   | 45.0%   |
|      | 市民後見人養成講座受講者数<br>統計・実績               | 66人     | 90人     |

取組の内容

高齢者の尊厳の保持という視点に立って、高齢者虐待防止や虐待被害者の救済、成年後見制度の利用促進など、高齢者の権利擁護を推進していきます。  
また、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止に取り組むほか、庁内で連携して、養護者や養護施設従事者へ支援し、高齢者虐待防止策を推進します。

主な取組

- ・高齢者虐待の早期発見・早期対応
- ・緊急一時入所事業の実施
- ・成年後見制度利用支援事業の実施
- ・消費生活センターにおける消費者相談の実施

基本目標 4

介護保険事業の適正な運営

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を過ごせるよう、利用者のニーズにあった介護サービスの提供を行います。また、給付と負担のバランスを図ることで、健全で安定した介護保険制度を運営します。

重点

**施策の柱 9**  
介護サービスの適正な利用  
と制度の円滑な推進

目指す姿

最新の介護情報の見える化を進めることで、適正な介護サービスの利用を促進するとともに、利用者が適切に介護サービスを選べるようにします。

|      | 指標項目                           |       | 実績値(R4) | 目標値(R8)        |
|------|--------------------------------|-------|---------|----------------|
| 成果指標 | 介護保険に関する情報を「得たいが、十分に得られていない」割合 | 在宅介護  | 10.5%   | 5.5%<br>(低下目標) |
|      | 介護保険料収納率(現年+滞納繰越)              | 統計・実績 | 98.8%   | 99.0%          |

取組の内容

高齢者やその家族が適切な介護サービスの提供を受けられるよう情報提供などの支援やケアマネジャーの質の向上を進めていきます。また、利用者負担の軽減や介護保険料収納率の維持、向上など費用負担の適正化を行います。

主な取組

- ・制度の周知、啓発
- ・保険料収納率の維持、向上
- ・利用者負担の軽減
- ・介護給付適正化事業の実施

介護保険パンフレット  
あなたの笑顔を支える 介護保険



重点

**施策の柱 10**  
介護サービスの質の向上

目指す姿

高齢者やその家族が安心して介護サービスが利用できるよう、質の向上を図ります。

|      | 指標項目                   |       | 実績値(R4) | 目標値(R8)         |
|------|------------------------|-------|---------|-----------------|
| 成果指標 | 入所施設での生活について満足している人の割合 | 施設利用者 | 79.3%   | 84.3%           |
|      | 介護事業所からの事故報告書提出件数      | 統計・実績 | 168 件   | 148 件<br>(低下目標) |

取組の内容

介護サービス事業所への指導や事故防止のための取り組みを通じて、介護サービス事業所の育成と支援を行います。また、介護事業者と連携して、介護人材の確保や育成・定着を支援していきます。

主な取組

- ・事故防止の徹底
- ・文書負担の軽減、介護事業所間の連携支援
- ・事業者の指定
- ・介護職員研修受講費用の助成
- ・国の総合的な介護人材確保対策に基づく取組

**施策の柱 11  
介護保険サービスの充実**

**目指す姿**

地域住民のニーズを反映した適切な介護保険サービスの提供を行います。

**取組の内容**

本計画においても、引き続き介護保険サービスの充実に向けて定期的な情報収集を行い、地域住民のニーズに即した介護サービスを提供していきます。  
また、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、居宅訪問・通所・短期間の宿泊の組み合わせなどにより中重度の要介護状態となっても在宅での生活が継続できるように整備を進めていきます。

**主な取組**

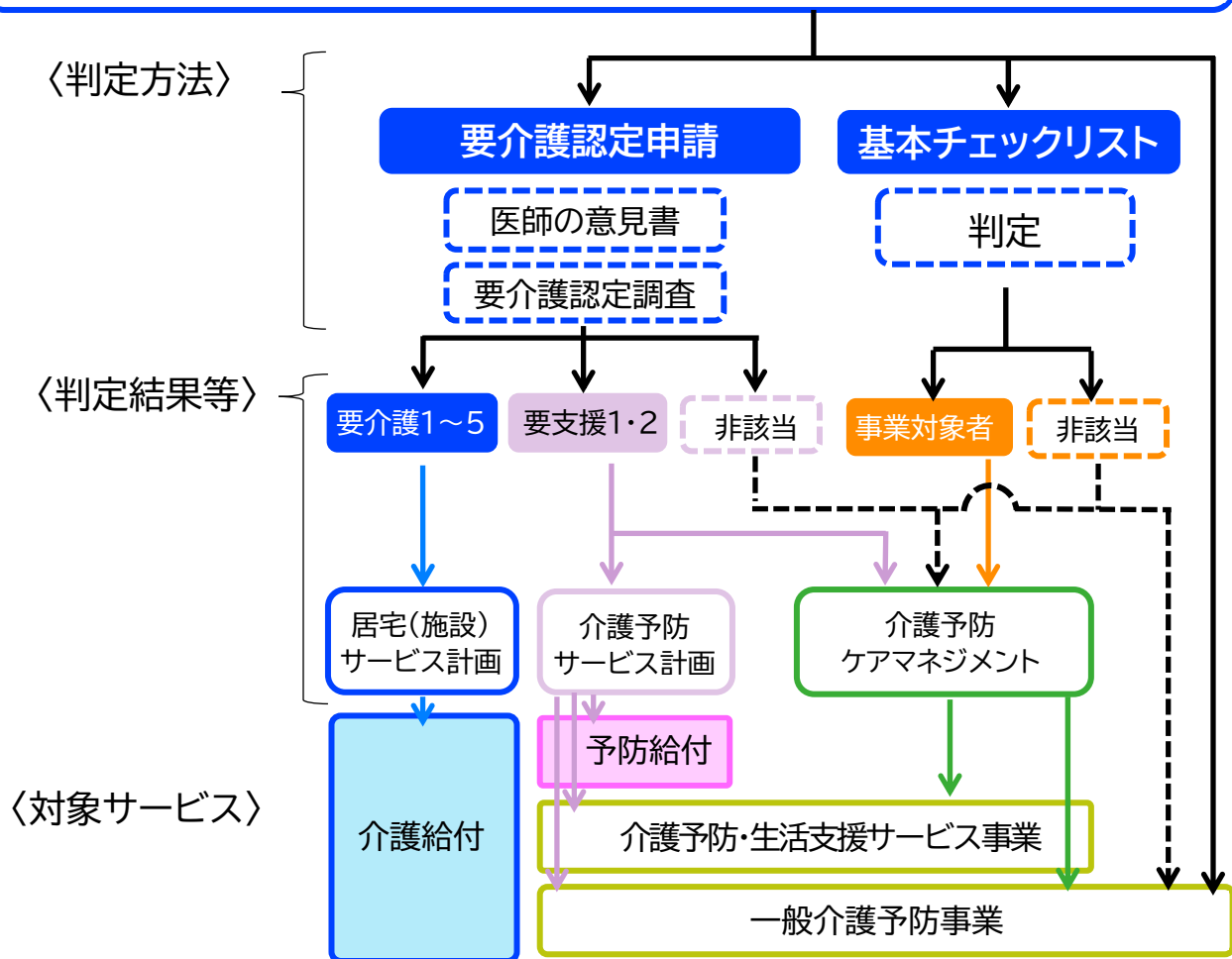
- ・重度者向け在宅サービスの整備・普及
- ・在宅サービスの充実 ・施設・居住系サービスの整備

介護給付・予防給付と介護予防・日常生活支援総合事業の利用の流れ

**相談**

高齢者支援課、地域包括支援センターで、現在困っていることや希望するサービスなどを相談

※40～64歳の第2号被保険者には基本チェックリストを実施しません。



## 7 介護保険事業の効果的な運営

### 1 介護保険で受けられるサービスの一覧

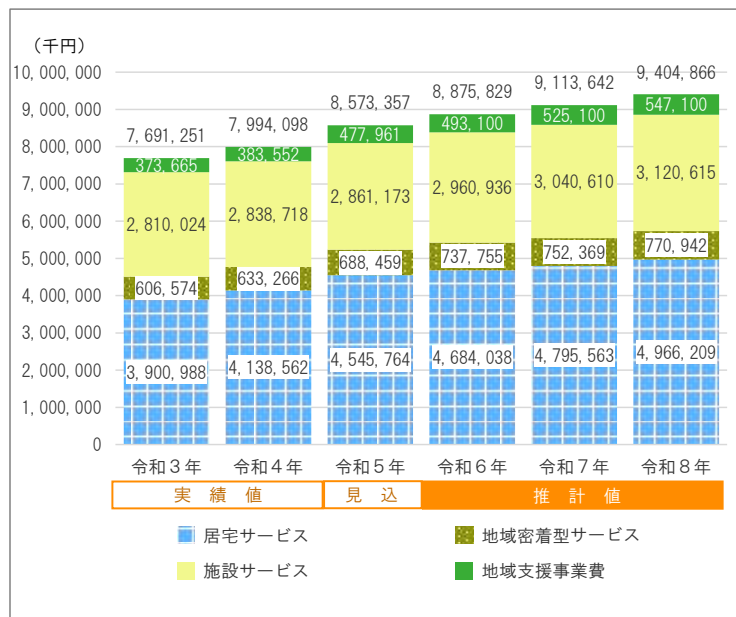
介護保険で受けられるサービスは以下の通りです。

| 分類                                                                                                                                                       | 主な事業                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【居宅サービス】</b><br>在宅での介護を中心としたサービスです。<br>自宅等で食事の介護等生活全般にわたる援助やリハビリを受けるサービス、日帰りで施設を利用するサービス、短期間施設に入所して介護を受けるサービス、福祉用具のレンタル等のサービスの中から必要なサービスを組み合わせ利用できます。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護</li> <li>・通所介護[デイサービス]</li> <li>・(介護予防)通所ハビリテーション[デイケア]</li> <li>・(介護予防)短期入所生活介護[ショートステイ]</li> <li>・(介護予防)福祉用具貸与・購入</li> <li>・居宅介護支援/介護予防支援</li> <li>・総合事業-訪問型サービス/通所型サービス</li> </ul> |
| <b>【地域密着型サービス】</b><br>基本的に市民のみが利用できるもので、認知症高齢者、中重度の要介護者、ひとり暮らしの高齢者をはじめ要支援・要介護者の地域における生活を支援するサービスです。                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・地域密着型通所介護[デイサービス]</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>・(介護予防)小規模多機能型居宅介護</li> <li>・(介護予防)認知症対応型共同生活介護[グループホーム]</li> </ul>                                          |
| <b>【施設サービス】</b><br>介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院に入所している要介護者に対して、これらの施設が提供するサービスです。                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設 [特別養護老人ホーム]</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> </ul>                                                                                                                         |
| <b>【市特別給付サービス】</b><br>介護保険制度の中で市町村が実情に合わせて独自にサービスを定めることができるもので、その財源は全て 65 歳以上の第1号被保険者の介護保険料で運用されるものです。                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問理美容サービス</li> <li>・介助移送サービス</li> <li>・支給限度額の上乗せ<br/>(要介護1、2の訪問介護のみ)</li> </ul>                                                                                                            |

### 2 給付費の見込

居宅サービス給付費・地域密着型サービス給付費・施設サービス費・地域支援事業費はいずれも増加傾向にあり、これらを合計した総給付費も増加する見込です。

第9期計画における給付費の3か年合計は274億円と、第8期計画の見込額である243億円から、約12.9%増加する計画値となっています。



### 3 介護保険料の設定

第9期計画における、所得段階別の介護保険料は、以下の通りです。

| 段階設定  | 対象者                                        |                       | 基準額に対する割合<br>(保険料率)    | 介護保険料   |          |         |
|-------|--------------------------------------------|-----------------------|------------------------|---------|----------|---------|
|       |                                            |                       |                        | 年額      | 月額       |         |
| 第1段階  | ・生活保護受給者<br>・老齢福祉年金受給者<br>(本人、世帯全員が市民税非課税) |                       | 0.25                   | 18,000円 | 1,500円   |         |
| 第2段階  | 本人、世帯全員が市民税非課税                             | 前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が | 80万円以下                 | 0.35    | 25,200円  | 2,100円  |
| 第3段階  |                                            |                       | 80万円超<br>120万円以下       |         |          |         |
| 第4段階  |                                            |                       | 120万円超                 |         |          |         |
| 第5段階  | 本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)                       | 前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が | 80万円以下                 | 0.90    | 64,800円  | 5,400円  |
| 第6段階  |                                            |                       | 80万円超                  |         |          |         |
| 第7段階  | 本人が市民税課税                                   | 前年の合計所得金額が            | 120万円未満                | 1.20    | 86,400円  | 7,200円  |
| 第8段階  |                                            |                       | 120万円以上<br>210万円未満     | 1.30    | 93,600円  | 7,800円  |
| 第9段階  |                                            |                       | 210万円以上<br>320万円未満     | 1.50    | 108,000円 | 9,000円  |
| 第10段階 |                                            |                       | 320万円以上<br>420万円未満     | 1.70    | 122,400円 | 10,200円 |
| 第11段階 |                                            |                       | 420万円以上<br>520万円未満     | 1.80    | 129,600円 | 10,800円 |
| 第12段階 |                                            |                       | 520万円以上<br>620万円未満     | 1.90    | 136,800円 | 11,400円 |
| 第13段階 |                                            |                       | 620万円以上<br>720万円未満     | 2.10    | 151,200円 | 12,600円 |
| 第14段階 |                                            |                       | 720万円以上<br>1,000万円未満   | 2.30    | 165,600円 | 13,800円 |
| 第15段階 |                                            |                       | 1,000万円以上<br>1,200万円未満 | 2.60    | 187,200円 | 15,600円 |
| 第16段階 |                                            |                       | 1,200万円以上<br>1,500万円未満 | 2.70    | 194,400円 | 16,200円 |
|       |                                            |                       | 1,500万円以上              | 2.80    | 201,600円 | 16,800円 |

なお、第9期計画における保険料設定にあたっては、以下の考え方をもとに保険料の低減及び低所得者の負担軽減を図っています。

|                 |                                                                                                                                                                                    |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①介護給付費準備基金の取り崩し | 介護給付費準備基金(270,000,000円)を取り崩して第9期保険料の財源に充当し、保険料の急激な上昇を抑えます。                                                                                                                         |
| ②保険料段階の設定       | 被保険者の負担能力に応じたきめ細やかな保険料設定を行うため、国の示す標準所得段階である13段階を踏まえつつ、16段階に細分化します。                                                                                                                 |
| ③低所得者の負担軽減      | 低所得者の保険料を軽減するため、公費の投入により、第1段階から第3段階の保険料率を以下の通りとします。<br>・第1段階の保険料率を、公費投入により0.42から0.25へと引き下げます。<br>・第2段階の保険料率を、公費投入により0.55から0.35へと引き下げます。<br>・第3段階の保険料率を、公費投入により0.655から0.65へと引き下げます。 |

## 8 高齢者の福祉・健康・介護保険等に関する窓口

### 高齢者の福祉・健康・介護保険等に関する窓口

|                                                                                             |                               |                             |         |                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|---------|------------------|
| 老人クラブ、敬老祝金、シニア身分証、老人憩の家、はり・きゅう・マッサージ等費用助成のこと                                                | ☎047-445-1375                 | 高齢者支援課                      | 高齢者福祉係  | 総合福祉保健センター<br>2階 |
| 介護認定、保険給付、介護保険料                                                                             | ☎047-445-1380                 |                             | 介護保険係   |                  |
| 介護予防、福祉サービスに関すること                                                                           | ☎047-445-1384                 |                             | 地域包括支援係 |                  |
| 健康づくりに関すること<br>(一般健康相談)                                                                     | ☎047-445-1405                 | 健康増進課 成人保健係                 |         | 総合福祉保健センター<br>1階 |
| ボランティア活動に関する相談など                                                                            | ☎047-442-2940<br>(9:00~16:00) | ボランティアセンター<br>(鎌ヶ谷市社会福祉協議会) |         | 総合福祉保健センター<br>5階 |
| ふれあいサービス・日常生活自立支援事業                                                                         | ☎047-444-2231                 | 鎌ヶ谷市社会福祉協議会                 |         |                  |
| ふれあいサービス：日常生活においての家事支援、介助などの有料福祉サービス（介護保険対象外）<br>日常生活自立支援事業：福祉サービスを利用するお手伝いや日常的な金銭管理のお手伝いなど |                               |                             |         |                  |
| 仕事に関すること（職業紹介、職業相談、求人情報の閲覧）                                                                 | ☎047-445-1830                 | 鎌ヶ谷市無料職業紹介所<br>(わーくプラザ鎌ヶ谷)  |         | 市役所 2階           |

### 高齢者の介護・医療・保健・福祉相談窓口『地域包括支援センター』

介護や介護予防に関する相談等を行っています。月曜日～金曜日の9:00～17:00（土日・祝日・年末年始休業）

|                                                                 |       |                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------|-------|------------------------------------------------------------------|
| 初富地域包括支援センター（初富保健病院内）<br>鎌ヶ谷市初富114 TEL 047-446-7873             | 中央東地区 | 東鎌ヶ谷、東初富、南初富1～3丁目、初富（700～927番地）                                  |
|                                                                 | 北部地区  | 粟野（1～425番地、539番地～）、軽井沢、佐津間（2～1299番地）、中佐津間、西佐津間、南佐津間              |
| 西部地域包括支援センター（シルバーケア鎌ヶ谷内）<br>鎌ヶ谷市初富125-1 TEL 047-441-2007        | 中央地区  | 道野辺中央、道野辺本町、右京塚、南初富4～6丁目、中央、富岡、初富本町、初富（928～931番地）、新鎌ヶ谷           |
|                                                                 | 西部地区  | くぬぎ山、粟野（426～538番地）、佐津間（1300～1400番地）、串崎新田、北初富、初富（1～399番地、1300番地～） |
| 南部地域包括支援センター（鎌ヶ谷グリーンハイツ内）<br>鎌ヶ谷市西道野辺10-28-101 TEL 047-441-7370 | 東部地区  | 丸山、鎌ヶ谷、南鎌ヶ谷、東道野辺2～7丁目                                            |
|                                                                 | 南部地区  | 道野辺、東道野辺1丁目、西道野辺、馬込沢、中沢、東中沢、北中沢、中沢新町                             |

## 第9期 鎌ヶ谷市 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 概要版

令和6年3月

発行 鎌ヶ谷市

編集 健康福祉部 高齢者支援課

〒273-0195

鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号

TEL 047-445-1141（代表） FAX 047-443-2233

メール kaigohoken@city.kamagaya.chiba.jp